

計画主体名	和歌山県有田市		
計画期間 実施期間	H30～H34 H30～H31	総事業費（交付金）	434,970千円（217,485千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	魅力的な地域産物を生かした商品を生み出し、その販売額を増加させることにより、農山漁村への地域間交流が促進され、その交流・体験を通じて移住定住につながるものであり、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合している。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	地域産物を取り扱う物産販売所や飲食施設を整備することが地域産物の販売額の増加に直接反映されるものであり、妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	第4次有田市長期総合計画の【分野別目標5 地域特性を活かした強い産業の町】において、農業の振興、水産業の振興、商工業の振興それぞれの取り組みと連携、配慮、調和等が図られている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	施設整備に当たり、すでに地元漁協と検討委員会を立ち上げており、市役所関連各所はもちろん、商工会議所、観光協会等の機関と連携している。
活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	施設整備に当たり、積極的に各関係機関・団体の女性の参画、意見徴収を進めている。
事業の推進体制は確立されているか	○	庁内に課を横断したプロジェクトチームが発足し、漁協組合長を中心に施設整備の検討委員会で協議が進められている。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	物産販売所及び飲食施設を整備することにより、新たな雇用創出による地域活性化、市内の農産物や海産物の販売・加工を促進し、販売額の増、地場産業の活性化を図ると共に、市

		内への入込客を増加させる。また、当該施設を情報発信施設として活用し、広域観光と連携し、事業内容との整合性を確保している。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	該当なし
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は平成30年度～平成34年度(5年間)であり適切。事業実施期間は平成30年度～平成31年度(2年間)であり適切。
交付対象事業費は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額は、実施要綱・要領に定める交付額算定交付率に基づき、交付限度額の範囲内である。 (交付限度額 434,970 千円×1/2) ≥ 217,485 千円

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業であり、自力若しくは他の助成によるものを切り替えて実施するものではない。
土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	設計業者と十分協議のうえ施工し、工事管理業務も設計業者に委託を予定していることから検査体制は確保される見通しである。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	○	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性を確保する。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	該当なし
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象である産直市場は木造建築を予定しており、耐用年数は20年である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	地元住民や地元企業と連携して取り組んでいる事業であり、必ず効果を発現させなければならないと考えている。
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村振興交付金費用対効果算定要領により適切に行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果算定表の算定結果は1.0以上となっており、適正である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は別表3第3事業メニューの27地域連携販売力強化施設に該当し、事業実施主体は有田箕島漁業協同組合であるため、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	漁業者で組織する団体への交付であり、個人への交付ではない。目的外の使用のおそれもない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	○	事業実施主体の漁協や商工会議所、観光協会等各種関係団体と連携し、利用計画を作成し、その利活用も適正である。
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	有田市全域の観光施設やイベント等の入込客を把握し、交流人口増加を見込んでいる。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	類似施設の利用状況等を把握したうえで計画している。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	年間を通じて利用者があると見込んでいる。インバウンド等の観光客が利用しやすい形態と地元周辺の方が利用しやすい形態も検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	近隣類似施設の中でも大きな規模であり、有田市が漁獲量日本一を誇る‘たちうお’や、新鮮な魚が食べられ、購入できる場所として漁港内に産直市場を建設する。また、情報発信施設として周辺観光施設や体験施設、さらに宿泊施設と連携し、ここに来れば有田圏域での観光プランを提供できるような施設にする。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	漁協、観光協会、商工会議所、市等が一つになって、新たな商品開発を推し進めるとともに、ブランド化、広報・宣伝活動、販路拡大に取り組む。

施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	検討委員会に積極的に女性委員を参画させ、意見反映を行っている。
事業費積算等は適正か	○	適正である。
過大な積算としていないか	○	今回整備する施設の建築単価は 290 千円/m ² 未満であり、他市町村の類似施設の建築単価より低水準である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	基本設計の段階で十分協議し、建設コスト・整備の低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性の高いものは交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	汎用性の高いものは交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	整備予定場所は漁港内であり、地元の新鮮な魚を供給する上で最も適している。また、国道 42 号に直結している比較的幅員のある市道・県道があり、利便性も高いといえる。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	漁港内で建設するため、用途変更を行い、施設用地の確保を行う。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当なし
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	交付対象施設は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内である。
農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）実施要領別表 2 の（1）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I-1 の第 2 の 4 の（3）整備事業の上限事業費の基準に照らし適正であるか	—	該当なし

整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か(既存施設は除く)	○	施設の延べ床面積は 1,500m ² 以内である。
施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	○	設置する施設は上限事業費及び上限規模の範囲内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	○	以下の内容を満たす施設となっている。
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	地域内外の既存の観光施設や宿泊施設等と相互連携を図るため、情報発信施設を併設する。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	事業実施主体が提供する水産物だけでなく、有田市内の農産物、特産品を積極的に活用するため、販売力強化が図られる。また、新たな商品開発に積極的に取り組み、ブランド化を図る。
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	○	1 年を通しての運営を予定し、雇用と所得増につながる施設となっている。
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	事業実施主体が提供する水産物だけでなく、有田市内の農産物、特産品を積極的に活用し、飲食物、加工品など 6 次産業化の推進に寄与する施設である。また、計画段階から女性の参画を促し、するため、販売力強化が図られる。また、新たな商品開発に積極的に取り組み、ブランド化を図る。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	交付金、市補助金のほか、自己資金及び借入金により、残金を負担する。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札は一般競争入札とする予定。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか	○	施設整備後において、施設の管理・運営が適正に行われる見込みがある。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	管理計画を作成し、施設・資金の検討を行った。

収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	収支計画を作成し、適正なものとなっている。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当なし
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	該当なし
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	—	該当なし
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	—	該当なし

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。